

条件付一般競争入札公告（事後審査型）

熊本県公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和8年（2026年）10月23日

熊本県知事 木 村 敬

1 工事概要

- (1) 工事番号 令和7年度 経営体 第0166-0-111号
- (2) 工 事 名 湯貫新田地区経営体育成基盤整備事業（R7補正）第11号工事
- (3) 工事場所 天草市下浦町上湯貫新田地内
- (4) 工事概要 完了整備工 1式
掘削工 V=4,090m³（法面整形・運搬他）
整地工 V=814m³
仮設工 1式
- (5) 工 期 令和9年（2027年）3月31日まで（余裕期間30日間を含む）
- (6) 予定価格 30,014,600円（入札書比較価格27,286,000円）
- (7) 技術申請書及び競争参加資格確認申請書等の電子申請化試行対象

本工事は、技術申請書及び競争参加資格確認申請書等を電子申請システム（LOGOフォーム）で申請する試行対象案件である。原則として電子申請システム（LOGOフォーム）により、必要事項を入力し、提出書類をアップロードの上、入札公告に示した提出期限までに申請しなければならない。

(8) 総合評価の型式 【簡易型Ⅰ】

(9) 総合評価方式

本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。

(10) 資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に定める対象建設工事である。

(11) VE方式対象工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

(12) 特例監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には「主任（監理）技術者等及び現場代理人の取扱いについて（平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改正 令和7年3月27日）」に記載されている要件を満たさなければならない。

(13) 余裕期間

この工事は、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事の始期を選定する「任意着手方式」としている。

2 入札方式等

(1) 電子入札

この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。

(2) 工事費内訳書

入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書が未提出である等不備がある場合は、入札を無効とする。

(3) 事後審査型入札

この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。指定期日までに競争参加資格確認申請書の提出がない者は、入札に参加できないものとし、落札決定しない。

(4) 低入札価格調査

この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。

(5) 事後審査型一般競争入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）

その他の事項については、共通事項書に示すとおりとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 必要な資格

共通事項書第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

許 可 業 種	土木一式工事		
格 付 等 級 又 は 経 営 事 項 審 査 の 総 合 評 定 値	A 2 等級		
営 業 所 の 所 在 地	熊本県天草広域本部管内に主たる営業所を有すること。		
施 工 実 績 に 関 す る 事 項	なし		
配置予定 技術者に 関する事 項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第 3 項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号） 第27条第 1 項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。		
	施 工 経 験	なし	
	資 格 等	土木一式工事に關し、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者（主任技術者 となる資格を有する者）又は土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修 了証を有する者（監理技術者となる資格を有する者）。 ただし、下請代金の合計額が5,000万円以上となる場合は、土木一式工事に係る監理技術者 資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。	
	そ の 他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日 以前連続して 3 か月以上）にある者。	

経 営 事 項 審 査 の 有 効 期 間	上記許可業種について、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。 ※経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7カ月間。
設 計 業 務 等 の 受 託 者 と の 関 連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名 株式会社 九州技研コンサルタント 本店所在地 熊本市東区花立2丁目21-20

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）} \div \text{入札価格}$$

イ 技術評価における評価項目と評価基準及び得点配分は、別添「評価に関する基準（自己採点表）」のとおりとする。

(2) 施工体制の審査（ヒアリングの実施）

施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（令和4年（2022年）熊本県告示第286号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

① 施工体制に係る審査方法の通知

- ・期日 開札の日に対象者に通知する。
- ・方法 ヒアリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。

② ヒアリングのための追加資料の提出

- ・期間 ①の通知の日の翌日から4日間（休日等を含む。ただし、最終日が休日等の場合は、その翌日。）
- ・方法 追加資料の提出を求めた場合は、5（3）の入札・契約担当部局に持参又は郵送すること。

③ 施工体制確認のためのヒアリング

- ・期日 別途通知
- ・方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、5（3）の入札・契約担当部局又はその他指定する場所に来庁し説明を行うこと。説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

5 入札手続き

(1) 入力事項及び提出書類

競争参加資格確認申請書及び技術申請書に添付する書類が同一であっても、それぞれ申請書ごとに添付して提出すること。

- 1) 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる内容を電子申請システム（LOGOフォーム）により入力し、書類をアップロードして提出すること。

ア 入力事項

- ① 会社情報 : 共通事項書第4の1参照

イ 提出資料

- ① 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し : 共通事項書第4の2参照
- ②別記様式2 同種工事の施工実績調書、及び添付資料 : 共通事項書第4の2参照
※3で施工実績を求めている場合は提出不要
- ③別記様式3-1 配置予定技術者の資格及び施工経験調書、及び添付資料 : 共通事項書第4の2参照
- ④別記様式3-2 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項 : 共通事項書第4の2参照
※特例監理技術者の配置を認める場合
- ⑤別記様式4 配置予定技術者の他工事の従事状況等調書及び添付資料 : 共通事項書第4の2参照
※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合に提出
- ⑥別記様式5 役員及び株主（出資者）調書 : 共通事項書第4の2参照
- ⑦ 主たる営業所の所在地が熊本県以外の場合、営業所の所在地等がわかる書類 : 共通事項書第4の2参照

【紙での申請が認められた場合のみ必要】

- ⑧別記様式1 競争参加資格確認申請書 : 共通事項書第4の5参照

- 2) 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。

ア 入力事項

- ① 会社情報 : 共通事項書第5の2参照
- ② 配置予定技術者の氏名 : 共通事項書第5の2参照

イ 提出書類

- ① 事前登録認定通知書の写し（土木一式工事で県内企業の場合） : 共通事項書第5の1参照及び第5の3参照
- ② 評価に関する基準（自己採点表） : 共通事項書第5の3参照
（別添 エクセルファイル）
- ③別記様式7-1 施工計画書（基本型Ⅰの場合） : 共通事項書第5の3参照
- ④別記様式7-2 施工計画書（基本型Ⅱの場合） : 共通事項書第5の3参照
- ⑤企業の評価に係る評価項目ごとの確認資料 : 共通事項書第5の3参照
- ⑥配置予定技術者の評価に係る評価項目ごとの確認資料 : 共通事項書第5の3参照

【紙での申請が認められた場合のみ必要】

- ⑦別記様式6 技術申請書 : 共通事項書第5の5参照
- ⑧別記様式8-1 企業の評価に係る確認資料整理表及び確認資料 : 共通事項書第5の3及び第5の5参照
- ⑨別記様式8-2 配置予定技術者の評価に係る確認資料整理表 : 共通事項書第5の3及び第5の5参照

- 3) 入札書の提出時に併せて次に掲げる書類を提出すること。

- ① 工事費内訳書 : 共通事項書第12参照

(2) 入札日程及び書類提出方法

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配付	入札公告した日から 令和8年(2026年)11月11日(水)まで	入札情報公開サービスシステムによる。
質問書の提出	入札公告した日の翌日から 令和9年(2026年)11月4日(水)まで	(3)の入札・契約担当部局。 持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。 閲覧は入札情報公開サービスシステムによる。
競争参加資格確認 申請書等の提出	入札公告した日の翌日から 令和8年(2026年)11月11日(水)まで	(3)の入札・契約担当部局。 電子申請システム(LOGOフォーム)による
技術申請書の資料 提出	入札公告した日の翌日から 令和8年(2026年)11月11日(水)まで	(3)の入札・契約担当部局。 電子申請システム(LOGOフォーム)による
入札期間	入札公告した日の翌日から 令和8年(2026年)11月11日(水)まで	電子入札システムによること。 ※工事内訳書を添付すること
開札	令和8年(2026年)11月12日(木) 午前9時から	電子入札システムによる。
落札者決定通知	令和8年(2026年)11月27日(金)(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和8年(2026年)12月10日(木)(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和8年(2026年)1月12日(火)(予定)	電子入札システムによる。
競争参加資格がないと認めた理由、 落札者とならなかった理由の説明要求の期限	落札者決定通知の翌日から起算して5日以内(休日等を除く)	(3)の入札・契約担当部局へ持参すること。
上記要求に対する 回答	上記要求の期限の最終日の翌日から起算して7日以内	書面による。

(3) 入札等担当部局

区 分	担 当 部 局	電話番号等	住 所
入札・契約担当	熊本県天草広域本部 総務部 総務振興課 経理出納班	TEL 0969-22-4219 FAX 0969-24-2022	〒863-0013 熊本県天草市今釜新町3530
技 術 担 当 監 督 担 当	熊本県天草広域本部 農林水産部 農地整備課 整備班	TEL 0969-22-4285 FAX 0969-22-4498	

(4) 申請方法

1) 競争参加資格確認申請書

申請については、原則として下記URLから電子申請システム（LOGOフォーム）により行うこと。

ただし、共通事項書第4の5により紙での申請による電子申請案件への参加が認められた場合に限り、紙での提出を行うことができる。

<https://logoform.jp/form/x4b6/1859694>

提出書類の電子ファイルでの提出にあたっては、共通事項書第4の2により定められた形式で提出すること。（一つの添付ファイルの容量上限は10MB。1回の申請全体の添付ファイルの容量上限は約100MB。）

2) 技術申請書

申請については、原則として下記URLから電子申請システム（LOGOフォーム）により行うこと。

ただし、共通事項書第5の5により紙での申請による電子申請案件への参加が認められた場合に限り、紙での提出を行うことができる。

<https://logoform.jp/form/x4b6/1859708>

提出書類の電子ファイルでの提出にあたっては、共通事項書第5の3により定められた形式で提出すること。（一つの添付ファイルの容量上限は10MB。1回の申請全体の添付ファイルの容量上限は約100MBです。）

6 その他

(1) 本工事は、「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する土地改良工事標準歩掛」を用いた積算方式の対象工事である。

また、「土地改良工事積算基準（土木工事）」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分） 1. 1 現場管理費率 1. 1】

※ただし、現場管理費率を求める場合の対象金額の共通仮設費は、補正前共通仮設費金額である。

(2) 本工事を含む次に掲げる工事のうち、複数工事の落札候補者となったときは、それぞれ別の者を配置技術者とする場合を除き、上位に記載する一つの工事の落札者となるものとし、他の工事の入札は無効とする。

第一位 令和8年度 機能保全 第2230-0-101号

下桶川漁港水産物供給基盤機能保全（排水路補修その4）工事

第二位 令和7年度 経営体 第0166-0-111号

湯貫新田地区経営体育成基盤整備事業（R7補正）第11号工事

なお、配置予定技術者が建設業法第26条第3項ただし書による特例に該当する場合はこの限りではない。

(3) この入札については、契約に係る繰越明許費（又は債務負担行為）について議会の議決及び財務局の繰越（翌債）承認を得るまでの間、工期を契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。また、工事請負契約を締結後、関係機関の承認が得られた場合は、発注者・受注者間で協議のうえで工期延伸を実施する。

ただし、議会の議決及び財務局の繰越（翌債）承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。

開札前・・・・・・・・・・開札を中止する

開札後契約締結前・・・・・・契約を締結しない

契約締結後・・・・・・・・・・契約を解除する

(別添) 評価に関する基準 (自己採点表)

評価に関する基準 (自己採点表) については、
別添エクセルを利用し申請してください。

令和8年度(2026年度) 農林水産部地域貢献評価一覧表

	地域貢献活動			評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備 考
	項 目	活動 No.	活 動 名				
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	・「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項」あるいは「耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの	
		2	・「多面的機能支払制度」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)	
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	「水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域等直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域等の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	
	「森林の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	5	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ③地域貢献活動区域の地図	・活動No.6の施設管理者:国、地方自治体、財産区が所有する森林の管理者
		6	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。		
	「漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」	7	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「漁港」とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。
		8	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。		
	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動には、歩道も含む。
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃		
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等治山事業で開設した管理道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃		
	「特別枠」	上記以外に、農政事務所、地域振興局として評価すべき活動がある場合に独自に設定。				・上記を参考に、農政事務所、地域振興局が設定。	
		(設定例) ・阿蘇の野焼き支援ボランティア			会社が、活動組織の構成員であること。	・過去2年間に延べ4人以上の社員が参加していること	①「活動組織の構成員」であることが確認できるもの ②「活動への参加」に係る活動組織の証明書
	その他	○評価方法について ・「地域貢献活動」は、会社として過去2年間継続して参加※1した活動実績を評価する。 (※1)会社として過去2年間継続して参加:“複数の社員”が“会社の一員として”令和6年度(2024年度)と令和7年度(2025年度)にそれぞれ年1回以上の活動に参加すること。(NO. 5、NO. 7の活動については、継続性を重視し、2人以上／回の活動が2か年継続していること。) ・評価の有無は各活動ごとに行い、「活動の証明書」及び「補足資料」により判定する。 ・評価される活動が1つでもあれば、地域貢献活動の実績有とする。 ・各建設産業団体連合会が主催して行った場合、自社が2名以上／回参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動であることを確認できる場合に評価します。					
○「評価する活動の対象区域」について ・「評価する活動の対象区域」は熊本県内とする。							
○提出物について ・施策推進活動における「会社が取組主体あるいは構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)」は、各年度が確認できるものを提出すること。 ・社会貢献活動において団体での活動の場合、会社が団体の構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)で、各年度が確認できるものを提出すること。 ・証明書は、活動内容、証明日、証明者名の記載と証明者の押印があるものを提出すること。(写し可) ・必須提出物の提出がない場合や、提出物が不足する場合は評価しない。 ・必須提出物以外に、活動の実績を確認するための「補足資料」があれば、併せて提出すること。 例)「ボランティア団体発行のスタンプカード」、「参加申込書(インターネットの申込み画面を印刷したものやFAX等の写し等を含む)」、「新聞、第三者発行の広報誌等に掲載された場合、その報道記録(写し可)」 ・団体の活動:各建設産業団体連合会加盟団体が発行する活動証明書及び活動内容が分かる新聞記事等の写しを提出すること。 ・ 必須提出物は、項目ごとに別業で提出すること。							
○「活動区域の地図」について 「地方自治体または施設管理者との協定に基づく漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」や「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」については、 協定締結の延長 (協定書の延長)を 黒色 で、 実際に活動した延長 (活動報告書の延長)を 赤色 で、旗揚げすること。 地域貢献活動区域が判別できるように、適度な縮尺の地図を用いること。 ※活動区域の地図は、年度毎に別業で作成するものとする。							